

令和7年度旭川市農業委員会第9回総会議事録

- 1 開催日 令和7年12月25日(木曜日)
- 2 開催時間 午後1時30分開会 午後1時46分閉会
- 3 開催場所 旭川市総合庁舎7階 大会議室B
- 4 出席委員 25名
- | | | | |
|------------|-----------|-----------|-----------|
| 1番 橋本 幸博 | 2番 北原 浩美 | 3番 松原 朗 | 4番 吉田 豪人 |
| 5番 市田 敏行 | 6番 佐藤 絢也 | 7番 佐藤 慎二 | 8番 川上 和幸 |
| 9番 小出 範之 | 10番 中島 張 | 11番 湯浅 光二 | 12番 楠 栄 |
| 13番 請川 幹恭 | 14番 石尾 卓也 | 15番 只石 博幸 | 16番 柿木 和恵 |
| 17番 廣田 健太郎 | 18番 廣瀬 康行 | 19番 小竹 一茂 | |
| | 22番 佐藤 博則 | 23番 鈴木 剛 | 24番 高橋 一政 |
| 25番 前田 靖雄 | 26番 山田 孝 | 27番 滝川 岳雪 | |
- 5 欠席委員 20番 山中 泰典 21番 千代 圭
- 6 事務局職員 佐藤事務局長 有馬事務局次長 栗山副主幹
西村副主幹 稲場副主幹 斉藤主任
御前
- 8 傍聴人 なし
- 9 議事録署名委員 16番 柿木 和恵 17番 廣田 健太郎
- 10 議事内容
- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (2) 議案第2号 農用地利用集積等促進計画を定めるべきことの要請について
 - (3) 議案第3号 現地目証明願について(審議)
 - (4) 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
 - (5) 報告第2号 農地所有適格法人の報告について
 - (6) 報告第3号 農地法第18条の規定による通知について
 - (7) 報告第4号 現地目証明願について(専決)

10 議事

○議長（山田 孝） ただいまから、令和7年度旭川市農業委員会第9回総会を開会いたします。
本日の出席委員は25名でございます。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、在任する委員の過半数に達しておりますので、本会は成立いたしております。

欠席委員の詳細につきまして、事務局から報告いたします。

○事務局（有馬次長） 御報告申し上げます。本日の総会に、20番山中委員、21番千代委員から、欠席する旨の届出がございました。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。

議席番号16番柿木委員、17番廣田委員の両委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

また、議事についての発言の際は、議席番号を告げてから御発言願います。

○議長（山田 孝） それでは、議事に入ります。

日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を御説明いたします。

議案書の該当ページは1ページないし8ページでございます。

御審議いただきますのは、所有権移転が17件、賃貸借権の設定が1件、使用貸借権の設定が2件の合計20件です。

地区の内訳は、所有権移転が東鷹栖地区5件、永山地区4件、西神楽地区6件、東旭川地区2件、賃貸借権の設定が西神楽地区1件、使用貸借権の設定が西神楽地区1件、東旭川地区1件となっております。

番号1番、4番及び5番、8番、11番ないし14番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人に売却し、譲受人が経営の安定を図る案件でございます。

番号2番及び3番、6番及び7番、9番及び10番、16番及び17番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人に売却し、譲受人が経営規模拡大を図る案件でございます。

番号15番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人に無償で譲渡し、譲受人が所有している隣接地と併せて効率的に耕作し、経営規模拡大を図る案件でございます。

番号18番につきましては、同一の当事者間で現行の契約を解約し、契約内

容を見直した上で改めて貸付を行う案件でございます。

番号１９番及び２０番につきましては、貸主が経営移譲するため、後継者である借主に所有する農地を無償で貸し付ける案件でございます。

いずれも、議案補足資料１ページないし２０ページの農地法第３条調査書のとおり、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第１号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、議案第１号について「異議なし」と認め、許可することに決定いたします。

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第２議案第２号「農用地利用集積等促進計画を定めるべきことの要請について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（稲場副主幹） 日程第２議案第２号「農用地利用集積等促進計画を定めるべきことの要請について」を御説明いたします。

議案書の該当ページは９ページないし３０ページ、議案補足資料は２１ページでございます。

本件は農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第２項に基づき促進計画の案を添付して、同法第１８条第１１項に基づき促進計画を定めるよう北海道農業公社に要請しようとするものです。

今回の要請に基づき北海道農業公社から促進計画の認可申請があった場合に、再度の総会の議決によらず公社の申請のとおり促進計画を認可することも併せて審議いただくものでございます。

御審議いただきます促進計画の作成を要請する案は、所有権移転が１６件、利用権設定が３９件の合計５５件でございます。

地区の内訳ですが、所有権移転は東鷹栖地区が６件、永山地区が２件、西神楽地区が１件、東旭川地区が７件、利用権設定は東鷹栖地区が１０件、西神楽地区が２件、東旭川地区が２７件となっております。

面積は所有権移転が１５．３９ha、利用権設定が８１．５７haでございます。

なお、売り手及び買い手から希望があった場合、農業委員の皆さまによる価格協議により参考価格を提示しておりますが、議案補足資料２１ページに、計画ごとの価格協議の有無や決定した売買金額等を掲載しております。

所有権移転は、即売りタイプが10件、貸付タイプは買入が3件、売渡が3件でございます。

利用権設定は、期間満了再設定が15件、借主変更が23件、解約再設定が1件でございます。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第2号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、議案第2号について「異議なし」と認め、議案のとおり決定いたします。

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第3議案第3号「現地目証明願について（審議）」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（稲場副主幹） 日程第3議案第3号「現地目証明願について（審議）」を御説明いたします。議案書の該当ページは31ページないし34ページでございます。
東鷹栖地区で1件、永山地区で1件、江神地区で3件、西神楽地区で1件、東旭川地区で5件、合計で11件の願出がありました。
願出地の所在地区を担当する調査委員による現地調査の結果、番号1番ないし8番、10番及び11番の現況は願出のとおり農採地以外、番号9番の現況は願出のとおり対象農地のうち2筆が農地、残りが農採地以外であることを確認いたしました。
以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第3号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、議案第3号について「異議なし」と認め、議案のとおり証明することに決定いたします。

○議長（山田 孝） 引き続き、報告案件について進めてまいります。
日程第4報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を報告いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（御前）

日程第4報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を御説明いたします。

議案書の該当ページは35ページないし37ページでございます。

本件につきましては、報告対象期間中に6件の届出があり、届出の内容は、全件が相続による所有権の移転でございました。

なお、地区ごとの内訳につきましては、東鷹栖地区1件、永山地区3件、西神楽地区1件、東旭川地区1件となっております。

これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第7条第1項第2号に基づき、事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝）

ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員

（意見なし。）

○議長（山田 孝）

それでは、報告第1号を終わります。

○議長（山田 孝）

次に、日程第5報告第2号「農地所有適格法人の報告について」を報告いたします

事務局から説明いたします。

○事務局（御前）

日程第5報告第2号「農地所有適格法人の報告について」を御説明いたします。

議案書の該当ページは39ページ、議案補足資料は22ページ及び23ページでございます。

本件につきましては、報告対象の期間中に2の法人から報告書の提出がありました。

これらの法人につきまして、補足資料の「農地所有適格法人要件確認書」のとおり、農地所有適格法人としての要件を満たしていることを確認いたしました。

以上でございます。

○議長（山田 孝）

ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員

（意見なし。）

○議長（山田 孝）

それでは、報告第2号を終わります。

○議長（山田 孝）

次に、日程第6報告第3号「農地法第18条の規定による通知について」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（斉藤主任） 日程第6報告第3号「農地法第18条の規定による通知について」を御説明いたします。

議案書の該当ページは41ページないし43ページでございます。

本件につきましては、農地の賃貸借に係る合意解約の通知が、東鷹栖地区で3件、西神楽地区で1件、東旭川地区で4件、合計で8件ございました。

これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第7条第1項第2号に基づき、事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、報告第3号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第7報告第4号「現地目証明願について（専決）」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（斉藤主任） 日程第7報告第4号「現地目証明願について（専決）」を御説明いたします。

議案書の該当ページは45ページ及び46ページでございます。

本件につきましては、報告対象の期間中に市街化区域内の土地における現地目証明の願出が7件あり、事務局で確認しましたところ、現況は全て農採地以外でありました。

これらにつきまして、現地目証明事務処理要領第12条及び旭川市農業委員会事務局規程第7条第1項第5号に基づき、事務局長専決により証明書を発行したことを御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、報告第4号を終わります。

○議長（山田 孝） 以上で、本日の提出案件審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和7年度旭川市農業委員会第9回総会を閉会いたします。

以上のとおり会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

署名委員 柿木 和恵

署名委員 廣田 健太郎